

No.	タイトル	事実	意見・提言	対応区分
4	健康被害となりうる硬質異物のリスク評価	<p>食品等の自主回収報告制度において、クラス分類のクラスⅠ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合として、ボツリヌス毒素やアフラトキシンと並び、硬質異物が記載されている。また、リコール原因や健康被害原因としても主要なものとなっている。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/assets/food_labeling_cms203_241106_09.pdf</p>	<p>しかしながら、硬質異物について、その定義や、サイズに関する危害性の根拠となる基準等が国内に見当たらない。このため、多くの企業が、サイズに関しては他に準拠できるものがないこともあり以下のFDAの基準を参考としつつ、多くの食品企業が各社で判断している。</p> <p>https://www.fda.gov/media/71953/download</p> <p>健康被害となりうる硬質異物の定義が不明確なことが多いこともあり、HACCPの管理においても適切な管理基準が設定されないこと、また、混入時の健康被害の評価がなされない等のおそれもあり、健康被害となりうる硬質異物について、国内でリスク評価およびその基準（目安値となるものでも）が設けられるべきと考える。</p>	①
<p>共有先： 厚生労働省、消費者庁</p>				

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスコミの改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む） → 委員会にて回答作成

No.	タイトル	事実	意見・提言	対応区分
5	日本人の食履歴の浅い「木の実類のアレルギー」について	<p>日本における木の実類の消費と、アレルギーの症例は増加しているといわれています。</p> <p>例：第7回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議（消費者庁）P19</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/assets/food_labeling_cms204_250120_003.pdf</p>	<p>これらは、日本人の食履歴が浅い食品の摂取機会が増え、アレルギーが増加していることを示していると考えます。</p> <p>食履歴が浅い木の実類はリスク認知が遅れやすい。表示制度は「含有の有無」にとどまり、「どの程度でリスクが生じるか」が伝わりにくい。</p> <p>木の実類の流通拡大は、将来的なアレルゲンリスクの顕在化を早める可能性があります。</p> <p>食品安全委員会におかれましては、今ある科学的知見をまとめて情報発信していただけないでしょうか。</p>	③

食品安全委員会の回答：食品安全委員会では、現在『くるみ』のファクトシートの作成を予定しております。今後とも関係省庁等と連携を図りながら、適切な情報提供に努めてまいりたいと存じます。

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスコミの改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む） → 委員会にて回答作成

No.	タイトル	事実	意見・提言	対応区分
6	食品の安全性に関する用語集（第7版）—第8章の収録内容について	<p>2020年12月に国内第1号のゲノム編集食品として高GABAトマトが届け出された。これに続き、小粒・多収量のジャガイモ、可食部が多いマダイ、成長が速いトラフグやヒラメなども届け出され、その一部は市場に流通している。</p> <p>ゲノム編集食品は遺伝子を編集する点で遺伝子組み換え食品と類似しているが、ゲノム編集は内部遺伝子の改変、遺伝子組み換えは外部遺伝子の導入、と区別された技術からなる食品である。</p> <p>厚生労働省が作成するパンフレット「新しいバイオテクノロジーで作られた食品について」、国立医薬品食品衛生研究所が作成するパンフレット「遺伝子組換え食品・ゲノム編集食品 Q&A」いずれも、ゲノム編集食品と遺伝子組み換え食品を区別して記載している。</p> <p>参考： 「新しいバイオテクノロジーで作られた食品について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/bio/genetically_modified_food/assets/000657810.pdf 「遺伝子組換え食品・ゲノム編集食品 Q&A」 https://www.nihs.go.jp/dnfi/pdf/GMGE_QA_PDF.pdf</p>	<p>食品の安全性に関する用語集（第7版）には遺伝子組み換え食品のみ記載されている。近年の市場流通や他機関の動向も踏まえ、ゲノム編集食品についての記載が必要である。</p> <p>新植物育種技術の説明文章中にゲノム編集の言及があるが、ゲノム編集食品は植物に限定されるものではないため、別に説明を設ける必要がある。</p> <p>また、食品の安全性に関する用語集（第7版）では遺伝子組み換え技術に纏わる用語（発現ベクター、ORF など）が収録されている。ゲノム編集食品についても同様にゲノム編集技術に纏わる用語（変異、CRISPR/Cas9 など）の収録があるとより良い用語集となると考える。</p>	③

食品安全委員会の回答： いただいたご意見を踏まえ、次回の『食品の安全性に関する用語集』の改訂に際しては、ゲノム編集食品やゲノム編集技術に纏わる用語の収録について、検討してまいります。

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているもの → 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの → 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスクミの改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む） → 委員会にて回答作成